

企業において募集・採用に携わるすべての方へ

就職活動中の学生等求職者等に対する セクシュアルハラスメント等の防止

就職活動中の学生等の求職者に対する

セクシュアルハラスメント等の防止の ための対応の徹底をお願いします

求職者等に対するセクハラ対策（就活セクハラ）
が義務化されます（令和8年秋頃からの予定）

求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても
セクシュアル ハラスメントを防止するための必要な措置を講じること
が事業主の義務となります。

事業主が講ずべき具体的な措置の内容や施行時期等は、今後、指針で
示す予定です。

- ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ
定めておくこと等）
- ・ 相談体制の整備・周知
- ・ 発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）



みんなで NO ハラスメント



奈良労働局 雇用環境・均等室

奈良市法蓮町387番地

奈良第三地方合同庁舎2F

☎0742-32-0210